

## 令和元年度 第1回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】令和元年7月12日（金）午後5時～午後7時10分

【場 所】燕市役所 3階 会議室 301

【出席者】委 員 伊皆桂子、亀倉党馬、笹川俊作、田村 秀、戸塚健一、  
仲村厚子、原田雪枝、廣瀬世恵子、三井田可人（敬称略）

事務局 企画財政部部長 田辺秀男

企画財政課課長 春木直幸、同副主幹 小杉 茂樹

同政策専門員 高宮 潤、同主事 安達佳奈恵

総務課長 前山正則、同主幹 高橋義彦、同係長 藤野 聡

社会教育課長 石田進一、浅野晴也

【欠席者】 委 員 池田 弘（敬称略）

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 副市長のあいさつ
4. 委員照会
5. 会長及び会長代理の選出・あいさつ
6. 議題

(1) 「令和元年度のスケジュール」と「燕市行政改革推進プランの中間評価」について（資料1、資料3）

会長：それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局から説明）

会長：ありがとうございました。事務局の方から令和元年度のスケジュールと燕市行政改革推進プランの中間評価について説明がございましたが、この内容等につきまして、何かありましたら挙手をしてご発言をお願いします。いかがでしょうか。

（発言者なし）

(2) 燕市行政改革推進プラン「令和元年度の実施計画」について（資料2）

それでは今日の本題であります、資料 2、燕市行政改革推進プラン「平成 30 年度実施計画」について、今回、基本方針として財政力、行政力、職員力、3 つの力の向上ということで柱立てをしているということでもありますので、それぞれの基本方針ごとに説明をしてもらい、そしてまた質疑をするということで進りたいと思います。それでは最初に基本方針のうちの財政力の向上、こちらの方から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長：**それでは今、26 項目について説明がございました。これらの内容について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

**委員：**10 ページの目標指標である実質公債費比率についてですが、どのように目標値を設定しているのでしょうか。また、プランの中では実質公債費比率について「普通交付税の基準財政需要額に算入される優良債を活用することで公債費比率を低下させてきました。」と記載されています。私からすると優良債であっても同じ借金ではないかと思われるのですが、その点について詳しく説明をお願いします。加えて、実施計画の目標値を 12.3%にしている理由を教えてください。

**事務局：**実質公債費比率とは、市税などの一般財源がどれだけ公債費の返済に使われているかを見る指標です。実施計画の目標値は、プランで最終年度が 12.0%になっており、そこに少しずつ近づける形で目標値を設定させていただいております。次に「基準財政需要額に算入される優良債」についてご説明いたします。まず、借金をすると返済するために元金と利子が必要ですが、優良債は返済したうちの何割かが地方交付税の算定の基礎に算入されます。代表的なものとして、市町村合併にともなう整備事業への財政的な優遇措置として合併特例債が創設されましたが、それは 7 割を基準財政需要額に算入するという制度でした。このような優良債を活用することで実質公債費比率を低下できるというしくみになっております。

**委員：**今ほどの内容に関連して、新潟県の財政においては借金をしても返済は半分がよく、残りは国が補填するといったことが新聞に掲載されておりました。これは市の優良債と同じような考え方と捉えてよろしいのでしょうか。

**事務局：**2 分の 1 を国が負担するという点については、こちらでは把握しておりませんが、県はこれまで財政調整基金という貯金を取り崩して予算編成していましたが、このペースですと 3 年間で基金が枯渇すると知事が緊急発言しております。県にも優良債があると思いますが、先ほど申し上げた合併特例債のような規模が大きな優良債は市町村中心ですので、県の優良債は金額としては少ないかもしれません。

会長：私から見ますと燕市は県のような財政状況には至っていませんが、これからも注視していく必要があると思います。

委員：22 ページのペーパーレス化について、目標値の設定の仕方について教えてください。4 万枚を削減するということですが、全体の使用量はどれくらいなのでしょう。その点が不明瞭ですと、評価が難しいのではないかと思います。

事務局：ペーパーレスの推進は 2016 年から調査研究を始め、できることから取り組んでいる状況でございます。紙の裏表を使ったり、プロジェクターを使ったりすることで紙の使用枚数を減らすことから始め、2017 年からは議会の答弁書の作成についてもプロジェクターとパソコンを使うことで、約 6 千枚×年 4 回分の削減を行っています。それに加え、先ほど説明したような紙を減らす取り組みを行うことで、年 4 万枚の紙を削減することを目標としております。費用に関しては、紙代と印刷にかかる物品代があり、印刷機の種類が複数あるため単純に計算することが難しい状態ですので、紙の削減枚数を目標指標としております。現在、課長級以上の職員にタブレットを配布していますが、今年度は一般職員にも PC の更改に合わせてタブレットを導入し、担当者同士での小規模な会議においてもペーパーレスを推進していきたいと考えております。

委員：4 万枚というのは、紙を節約したであろう枚数を積み上げて出しているということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：12 ページの補助金・委託料の適正化に関する質問です。今、新潟県や新潟市の財政状況が非常に悪いということで、補助金や施設の使用料・手数料の見直しを第一に挙げているようです。補助金の適正化というのは、燕市の予算のいくらまでに補助金を収めるという意味の適正化なのか、個々の補助金が適正に支給されているという意味の適正化なのか、教えていただけますでしょうか。また、燕市は年間でのどのくらいの金額を補助金に使っているのでしょうか。

事務局：12 ページの実施計画の中にあるとおり、補助金のガイドラインを作成し、作成したガイドラインに基づいて補助金支給の適正化を図っていくという意味です。補助金の全体の額については次回、回答いたします。

委員：27 ページの口座振替の推進についてですが、「推進する」としているにもかかわらず、なぜ目標値が一定なのでしょう。

事務局：口座振替の率については、ハガキ版の口座振替依頼書によって口座振替率をなんとか維持している現状です。昨年度の実績で固定資産税については 66.7% で、市民税は 47.0% となっています。

委員：今の説明を聞いて分かりましたが、この文面だけでは読み取れないと思います。このような状況なのであれば、働きかけていく等の表現の方がわかりやすいと思います。

**会長：**減っているのを食い止めているのであれば、その観点での説明が必要だと思いますので、補足で書くなどした方がわかりやすのではないのでしょうか。また、口座振替が減っている理由は把握しているのでしょうか。

**事務局：**燕市は口座振替率が低い現状にあります。その原因について他団体との比較など研究したいと思います。

**委員：**市県民税について従業員の分は事業主が払っている現状かと思いますが。

**事務局：**おっしゃるとおり特別徴収しておりますが、それ以外の人について口座振替が少ない現状です。

**事務局：**市県民税の場合、会社で集めて支払う特別徴収が基本ですが、燕市は中小企業が多いため、小規模の企業は特別徴収がなかなか進まない現状にあり、特別徴収の率が低くなっています。

**委員：**前職の経験から、職人さんなどは実際にお金が入ってから税金支払うという傾向があるように感じます。

**委員：**2 ページの公共施設の適正化についてです。実施計画にある移転・廃止の施設に西燕公民館の記載がありますが、この施設は、燕西地区の指定避難所になっており、防災訓練でも利用しています。もし、移転や廃止をするのであれば、この訓練をやる意味がありませんし、この地区で避難できる施設は公民館以外にはないと思われれます。移転・廃止の対応が決まっているのであれば、早めの周知をお願いしたいと思います。

**事務局：**7月15日号の広報に、公共施設保有量適正化計画についてわかりやすく掲載しますので、そちらをご覧くださいと思います。委員がおっしゃるとおり、いろいろな心配事があるかと思いますが、この計画自体はこれが決定ということではなく、方向性を示して早めに実施計画を作成し、住民や利用者の方と相談しながら仕上げていきたいと考えておりますので、早めにお知らせしていきます。なお、西燕公民館については移転を予定しております。

**会長：**避難所がなくなるのは困りますから、どう代替するかをセットで示していかないと混乱を招きますので、しっかりと対応したほうがよいと思います。

**会長：**もしよろしければ行政力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長：**それでは今、15項目について説明がございました。これらの内容について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員：**39 ページのリスクマネジメントについて、目標値に手順書の整備率を上げて

いますが、実際に災害があったとき、手順書によってどのくらい解決できるものなのでしょうか。

**事務局：**ICP-BCP の守備範囲は電算系のシステムとネットワーク系が主になっています。災害の規模によって異なりますが、大規模な災害があったときには、まず非常用の電源から電気を確保します。その電気量には限りがありますので、動かす必要がある端末や必要な端末が壊れてしまった場合にどの端末を代替にするか等をあらかじめ決めております。また、燕市の電算システムは外部のデータセンターにサーバーが設置されているため、このエリアが被災したとしても、端末とネットワークが確保できれば、基本的には業務を行うことができます。このように、まず電源を確保し、必要な端末が壊れている場合にはどれで代替し、ネットワークにはどれが繋がるのか迅速に確認するための手順を記載しております。

**委員：**データは外でバックアップをとっていて、非常用の自家発電があるということが前提になっているということですね。

**事務局：**そのとおりです。

**会長：**もしよろしければ職員力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長：**それでは、職員力の向上について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員：**市役所は西暦と和暦をどのように使い分けているのでしょうか。年次計画は西暦で書いてあり、実施計画の内容は和暦で書いてありますが、何か統一的な指示は出ていないのでしょうか。

**事務局：**基本的には和暦を使うことになっていますが、今年度については途中で和暦が変わったことによる混乱があったために、取り扱いがまちまちになっている部分もありますが、一時的なことです。和暦に統一するように心がけていきます。

**委員：**55 ページの自己啓発の支援について、2017 年、2018 年と実績がなかったため、対象の資格を増やすという話がありましたが、具体的に決まっているのでしょうか。

**事務局：**対象については、これから各課に照会をかけますので決まっておりません。社会保険労務士や 1 級建築士などは難易度が高いとの声もありますし、福祉の担当からは介護に関係するコーディネーターの資格があると話を聞いていますので、実務に活用できるような資格を拾い上げて、検討していきたいと考えております。

**委員：**今と同じ項目ですが、資格を取るには大変努力をする必要があるので、資格を取得することによって、職場でどのように活かせるのか、また、どのように自分や市民のためになるのかをしっかりと落とし込んでから、受験者を募る必要があると思います。例えば、人事評価でプラスになるとか、そういった仕組みが具体的にないと、費用面だけでなく勉強する時間もあるわけですので、労をねぎらうところがないと、資格にチャレンジするのは、非常に興味がある人でない限り難しいと思います。

**事務局：**今現在は、給与等に反映する制度はありませんが、人事評価の面談シートに記載欄を設けており、記録に残すようにしております。

**委員：**目標値の中でわかりにくいのが%です。比率ですので、分母と分子を明確にしていただかないと理解ができませんので、記載をお願いします。

**事務局：**次回から配慮させていただきます。

**会長：**明確なものと、そうでないものがあり迷う部分もありますので、記載をお願いします。

**委員：**印刷に関してですが、燕市は印刷室があるのですか、それとも各課にコピー機が設置されているのですか。また、A4 コピー1枚にいくらかかるか把握しているのでしょうか。民間企業ですと、コピー機に「A4 ●円」と貼ってあり、意識することで経費の節約につながると思うのですが。

**事務局：**印刷経費については、課ごとに案分された請求書がでますので、今月が多い少ないといったことは把握できます。複合機は各フロアに約3台、大量印刷用の印刷機は印刷室にあり、大量印刷機には枚数に応じた1枚あたりの費用を貼紙でわかるようにし、意識付けを行っています。また、1枚に複数のページを印刷するなど印刷方法を工夫するように庁内の掲示版等でも周知を行っています。

## 7. 報告事項

### (1) 燕市社会教育施設使用料の見直し方針について（資料 4-1、4-2）

**会長：**それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から説明)

**会長：**ありがとうございました。燕市社会教育施設使用料の見直し方針について説明がございましたが、この内容等につきまして、何かありましたら挙手をしてご発言をお願いします。いかがでしょうか。

**委員：**条例改正が議会で通った場合、どのような形で市民に説明される予定なので

しょうか。

**事務局：**条例改正案を9月の議会で上程させていただく予定ですが、そこで議決されればという前提になりますが、その後半年間の周知期間を経まして、令和2年4月1日の施行を目指しています。それまでの間に準備が整い次第、順次3地区において、条例や減免の内容について住民の方々への説明会を開催する予定です。また、広報つばめや各施設でのチラシ配布、ポスター掲示を合わせて行う予定です。

**委員：**確認ですが、例えば表の最後の分水地区交流センターの会議室が100円から400円になっているように、新しい料金表の中で見直し後の使用料が2倍、3倍になっている施設がありますが、これはどのように計算しているのでしょうか。

**事務局：**算定にあたりましては、社会教育施設の中で、同じ用途の施設で同じことをするのであれば施設や地区を問わず、同じ料金で利用できるようにすることを大きな目標として進めてきました。例えば、体育施設の中にはミーティングルームがあり、それとは別に公民館の中にも会議室があります。どちらも会議を行う部屋であることから、分水の体育館のミーティングルームと燕の公民館の会議室が、同じ広さであれば同じ料金で利用できるように算定しております。ご指摘がありました、分水地区交流センターは、見直し後と見直し前を比較しますと高くなっているように見えますが、㎡あたりの単価で統一していますので、他の地区と㎡あたりの単価はまったく一緒となっております。

**会長：**概要版でないものには詳しく算出方法が記載されているのでしょうか。

**事務局：**用途分類については軽く触れてありますが、詳しい内容までは記載されていません。

**委員：**今お話しいただいたのは1ページにある使用料算定基準の統一にあたるのでしょうか。詳しい説明がないと、数字のみがひとり歩きしますし、この一文だけでは数字が出てきた背景がわからないので、市民の納得が得られないと思います。

**会長：**金額だけを見て驚く人は少なからずいると思いますので、数字や表など見てわかるような丁寧な説明が必要だと思います。

## 8. その他について

**会長：**その他ということで、事務局の方から説明していただけますか。

(次回の会議日程について事務局から説明)

**会長：**それでは以上をもちまして、第1回目の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。